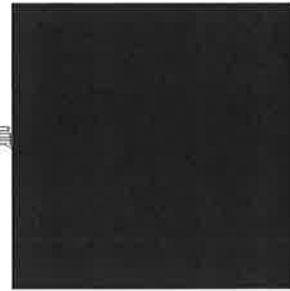


原規規発第 20022112 号  
令和 2 年 2 月 26 日

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員



大飯発電所第 4 号機の一部使用承認について

2020年1月15日付け関原発第467号をもって申請がありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書(2020年1月15日付け関原発第467号)の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり


2. 使用期間

自: 2020年2月26日

至: 平成31年4月8日付け原規規発第1904081号及び令和元年12月24日付け原規規発第1912248号をもって認可した発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

大飯発電所に接続する500kV送電線の系統構成変更工事については、送受電可能な回線2ルート4回線のうち1ルート2回線(大飯幹線)を対象としており、大飯発電所第4号機発電設備の保安の確保上、重要安全施設がその機能を維持するために必



要となる電力を当該重要安全施設に供給する必要がある、平成31年4月8日付け原規規発第1904081号及び令和元年12月24日付け原規規発第1912248号をもって認可した発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。